

水田経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)への加入がまだの皆様へ

例えば、複合経営などで経営面積が小さい方でも

ご存知
でしたか？



特例又は特認で加入ができます

水田経営所得安定対策の経営規模要件は、原則、認定農業者4ha、集落営農組織20haですが、地域の実態を踏まえて物理的特例等を設けているほか、経営規模が小さくても熱意をもって営農に取り組まれる方々であれば対策に参加することができるよう特認制度を設けました。

4つの特例等があります

原則の経営規模に満たなくても、以下のいずれかの特例・特認に該当すれば対策に加入することができます。



所得特例(詳しくはP.2へ)

有機栽培や複合経営等により十分な農業所得があれば対象になります。

物理的特例(詳しくはP.3へ)

集落の農地が少ないなど、物理的制約から規模拡大が困難な地域については、面積要件が緩和されています。

生産調整特例(集落営農に限ります。)(詳しくはP.3へ)

地域の生産調整に取り組む組織であれば面積要件は大幅に緩和されます。

市町村特認(~ の特例に該当しない方)(詳しくはP.4へ)

地域において担い手として認められている方で、「地域水田農業ビジョン」に担い手として位置づけられている方は、経営規模に関わらず市町村の判断で加入することができます。

< 経営規模として算入できる面積 >

農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の合計です(樹園地、採草放牧地は除く。)

「権原」(所有権、賃借権等)を持っている面積のほか、基幹作業を行う等の条件を満たす「受託面積」も算入できます。

所得特例(一定基準以上の所得がある場合の特例)

施設野菜や畜産を中心とした複合経営等により、

米、麦、大豆のほか、野菜や畜産等の所得等()を含めた**農業所得が市町村基本構想の目標所得の半分以上**

対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模(農地基本台帳の現況地目が「田」、「畑」のほか「樹園地」の面積を含みますが、「採草放牧地」は含みません。)の**概ね1/3(27%)以上**

であれば加入できます。

農業経営改善計画等に記載している農産加工等の関連・附帯事業に係る所得の額についても含めることができます。(確定申告で使用了事業所得に関する書類等により確認できる所得の額となります。)

加入に当たっては、以下の書類の提出が必要となります。

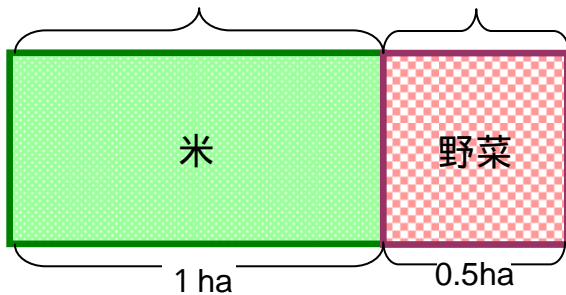
確定申告書(青色又は白色どちらでも可)その他農業所得を確認することができる書類

対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模の**概ね1/3(27%)以上であることを証明する書類**

【例】市町村基本構想の目標所得が500万円の場合

(お住まいの市町村の目標農業所得については、市町村又は農政局へお問い合わせ下さい。)

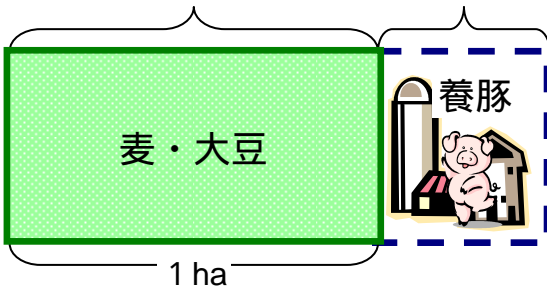
所得 = 60万円 + 200万円 > 市町村基本構想の目標所得の半分(250万円)



対象経営となる

対象品目の割合 : $\frac{1\text{ha}}{1.5\text{ha}}$ > 概ね1/3(27%)
(66.7%)

所得 = 50万円 + 500万円 > 市町村基本構想の目標所得の半分(250万円)



対象経営となる

対象品目の割合 : $\frac{1\text{ha}}{1\text{ha}}$ > 概ね1/3(27%)
(100%)

物理的特例(農地が少ない場合の特例)

集落の農地が少ないなど物理的制約から規模拡大が困難な地域は、その度合いに応じて、経営規模要件が、

基本原則(認定農業者4ha、集落営農組織20ha)の概ね8割(64%)まで
中山間地域の集落営農組織は基本原則(20ha)の5割(つまり10ha)まで緩和されています。

具体的には、**都道府県知事からの申請に基づき、国が地域ごとの特例基準を設定しています。**

地域ごとに設定	認定農業者	集落営農組織
	都府県：2.6ha～4ha	平場：12.8ha～20ha 中山間：10ha～20ha

各地域ごとの物理的特例の基準については、農政局までお問い合わせください。(九州農政局ホームページからもご覧になれます。)

生産調整特例(集落営農組織のみの特例)

生産調整の推進の観点から、転作の麦・大豆のみの生産を行っている組織などで地域の生産調整面積の過半を受託する組織については、

- (1) 当分の間、農用地の利用集積目標が「2/3以上」「1/2以上」
- (2) 経営規模要件が20ha×生産調整率(7haを下限)まで(中山間地域は、20ha×生産調整率×5/8(4haを下限)まで)

に緩和されています。

なお、地域の生産調整面積の過半を受託している組織であれば、例えば、米の生産面積の方が麦・大豆より大きい場合や、転作作物が野菜などで麦・大豆でない場合もこの特例により加入できます。

各地域ごとの生産調整特例の基準については、農政局までお問い合わせください。(九州農政局ホームページからもご覧になれます。)

市町村特認 (基本原則又は特例に該当しない方)

地域農業の担い手として、熱意をもって営農に取り組んでいる方が対策の対象となるよう、新たに「市町村特認制度」を創設しました。

具体的には、面積要件や特例に該当しない方でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、市町村の判断で本対策に加入できます。

市町村特認の対象者(ガイドライン)

地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた者

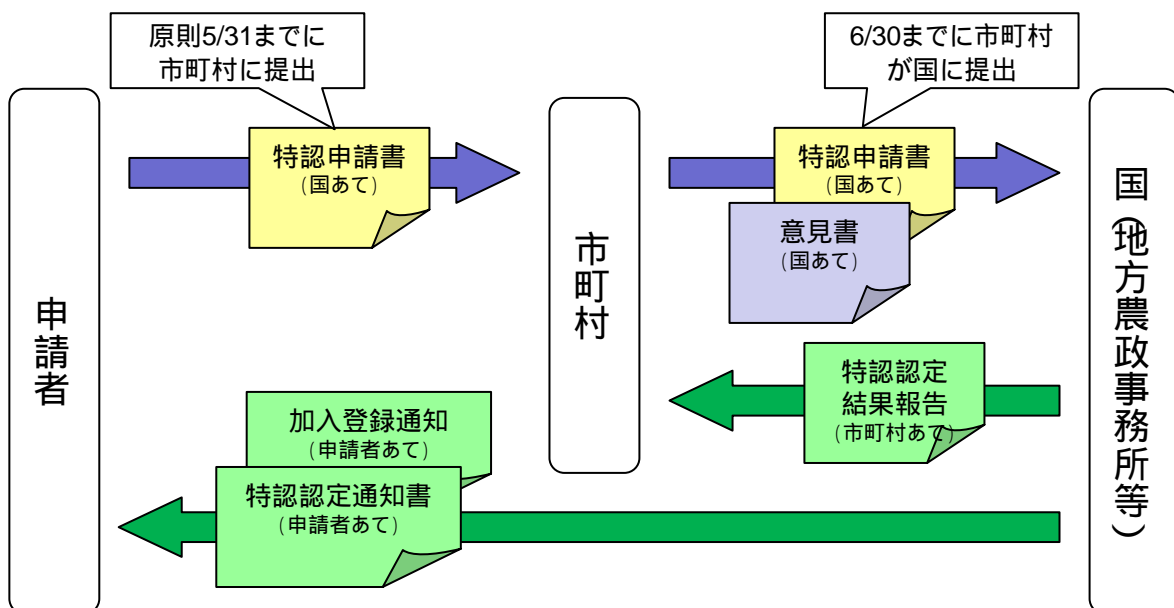
地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織

集落営農組織は、規約の作成、法人化計画の作成等5つの要件を満たしていることが必要です。
集落営農組織の構成員である認定農業者の方が、組織を離れて新たに市町村特認により本対策に加入される場合は、当該組織の同意を得ていることが必要です。

その他市町村が特に必要と認めた者

加入者のうち、災害等により作付けが不可能となり一時的に経営規模や農業所得が減少したため、規模要件を満たすことができなくなった者など

～ 市町村特認の申請・認定事務手続のながれ ～



特例・特認の活用フロー

あなたは、認定農業者ですか？
または、集落営農組織の構成員ですか？

YES

NO

規模要件（原則）を満たしていますか？

〔 認定農業者 4 ha
集落営農組織 20 ha 〕

認定農業者又は集落営農組織の構成員になることをご検討下さい。

NO

規模要件の特例を活用することができますか？

所得特例

農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1/2を超え、かつ、対象農産物の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上

あなたの地域の目標農業所得額は、

_____万円です。

物理的特例

規模拡大が困難な地域については、実態に即して規模要件が緩和されます。

〔 認定農業者 2.6～4 ha
集落営農組織
平場：12.8～20ha
中山間：10～20ha 〕

あなたの地域の物理的特例は、

_____haです。

生産調整特例

地域の生産調整面積の過半を受託している集落営農組織の場合、地域ごとの生産調整率に応じて規模要件が緩和されます。

〔 下限：平場 7ha
中山間 4ha 〕

あなたの地域の生産調整特例は、

_____haです。

各地域の目標農業所得額等は、農政局までお問い合わせください。

YES

NO

YES

「市町村特認」の活用
「地域水田農業ビジョン」の担い手リストに
位置付けられていますか？

YES

市町村の意見を踏まえ、
国が特認の適用を認定

水田経営所得安定対策に加入できます

特例・特認に関するQ & A

【問】所得特例により加入が可能な農業所得がある場合でも市町村特認で加入できますか。

【答】市町村特認により加入できるのは、基本原則の面積規模を満たせない方（組織）であって特例を使っても加入できない方（組織）としていただきますので、所得特例で加入して下さい。

【問】所得特例等の特例が適用される場合や市町村特認により加入する場合でも、認定農業者になる必要がありますか。

【答】所得特例等の特例や市町村特認は、経営規模要件を緩和する特別の取扱いですので、新しい対策の対象者となるためには、認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織であることが必要です。

【問】物理的特例と生産調整特例を重複して適用することはできますか。

【答】それぞれの特例を重複して適用することはできません（物理的特例で 割まで緩和され、さらにこれに生産調整率を乗じることは、ありません）。なお、生産調整特例は、中山間地域に配慮して基準を緩和（ $\times 5 / 8$ ）しています。

【問】私の住んでいる地域（集落等）は中山間地域ですが、特に集落の農地面積が少なく物理的特例の面積要件をクリアすることができないため、集落営農を組織しても水田経営所得安定対策に加入することができません。どうしたら加入できますか。

【答】中山間地等で物理的特例の基準よりも農地の少ない地域であっても、集落全体で集落営農を組織化し生産調整を実施していれば、生産調整部分の全体を当該組織が実施していることとなるため、生産調整特例の適用を受けることができ、生産調整特例の基準面積を超えていけば水田経営所得安定対策に加入することができます。

【水田経営所得安定対策についての連絡先】

九州農政局生産経営流通部担い手育成課 〒860-8527 熊本市二の丸1番2号 TEL:096-353-7628

福岡農政事務所農政推進課 〒812-0018 福岡市博多区住吉3 - 17 - 21 TEL:092-281-8261

佐賀農政事務所農政推進課 〒840-0803 佐賀市栄町3 - 51 TEL:0952-23-3136

長崎農政事務所農政推進課 〒852-8106 長崎市岩川町16 - 16 TEL:095-845-7121

大分農政事務所農政推進課 〒870-0047 大分市中島西1 - 2 - 28 TEL:097-532-6131

宮崎農政事務所農政推進課 〒880-0801 宮崎市老松2丁目3 - 17 TEL:0985-22-3184

鹿児島農政事務所農政推進課 〒892-0817 鹿児島市小川町3 - 64 TEL:099-222-0121